

緊急理事会・報告書 12/28（日）

1 開催日 2008年12月28日（日）16:00～

2 場所 大阪市鶴町1丁目17番38号 鶴町第2住宅集会所

3 参加者（19名 順不同 敬称略）

茅渟関連

北友会（鳥羽、岸田） 黒鯛人（長田、平田） 波止友会（永野）

フリーナイン（酒井） 1091倶楽部（北田、榎本） 潮友会（倉田、畑）

落陽会（池田、野村） 南茅会（武） 関西茅渟会（森川） V.F.C（篠原）

オブザーバー

BAA（若園、西田、野村） チヌの魚信を楽しむ会（小幡）

4 「大阪市港湾施設 立ち入り禁止区域の指定に付いて」公開・公式意見交換会（12/2）
その内容を行政から届いた書類を要約して報告いたします。

◆ 釣り人、渡船業者側の要望概要 ◆

【要望の趣旨】

公に、釣り関係団体と行政が話し合いの場を持つことは、おそらく全国でも始めての事であると思う。今回のような協議の場を設定された事に感謝する。

釣り人側も、ゴミ問題や安全面など、反省する点がある。この話し合いで、「管理者責任」と、「自己責任」に付いて「責任の分担」のキッカケにしたいと考える。

【要望、意見の内容】

- ・ 立入禁止区域指定にあたり、
 - ① 危険、環境、港湾業務等本来の目的で、立ち入り禁止の場所。
 - ② 渡船業者が業務として渡してきた場所。
 - ③ 安全柵が無い護岸等で、釣り人の自己責任や安全意識の啓発を行い、開放されるべき場所。
 - ④ 既に安全柵がある緑地など、規則を変更して釣りが出来る場所を作る。と言った整理を願いたい。また、これらのビジョンに共通の認識を持ってもらい、専門セクションの方も交えて、実際に現場を視察して考えていきたい。
- ・ 現在ソーラス条約などで、釣り場が消失している背景も踏まえて、釣りが続けられるようお願いしたい。

- ・ 船への投資や従業員もかかえている、公有水面渡船業者には死活問題であり、強風時は運行を中止するなど安全基準も定めている。何とか継続して営業出来るようお願いする。

【釣り人側の取り組み】

- ・ 海は公有水面であり魚は無主物、即ち国民の資産と言う考え方がある。また、釣りを通じてモラルの育成にも取り組む事で、自然との付き合い方、モラルを子供達に伝える事ができ、魚釣りはいい機会である。
- ・ 各団体では、啓発行動、行政との折衝、青少年の育成に取り組んでおり、組織加入している人にはある程度周知できるが、それ以外の周知の問題は我々も悩んでいる。しかし、今回の件で、釣り人、業者とも意識が高まってきている。
- ・ 危険だから立入禁止にするのではなく、危険でないようにできるか。今後、安全に釣りができる場所を考えていただきたい。また、危険・安全の判断は難しいところで、一般には120cmの安全柵が基準だが、釣り人からすれば柵はない方がいい。ハード面よりも、安全に対するルールの構築が不可欠と考える。
- ・ 今回の立入禁止区域指定は、事故で亡くなられたことが原因になっているのか。現在裁判で係争中であるが、結果の如何で方針が変わることがあるか。
- ・ 権利闘争ではなく、いい関係で話し合いを続けたいので、よろしくお願いする。

◆ 本市説明概要 ◆

【要望、意見に対する考え方】

- ・ 港湾作業、荷役に支障を及ぼす場所については、立入禁止が不可欠である。
- ・ 渡船で渡している防波堤については、危険な場所である。管理者として立ち入りを認めるためには「通常有する安全性を欠いていない」事が前提となり、何らかの形でそれが実現されないと開放はできない。具体的に色々ご提案いただきながら可能性を探っていきたい。
- ・ 一般の釣り人に対して、自己責任や安全の意識を啓発するのは難しい問題であるが、どのレベルまで安全確保を浸透できるか。
- ・ 緑地は、釣り人以外の一般の人とのトラブルが問題となるため、そちらの意見も踏まえながら検討する必要がある。

【今後の方向性について】

- ・ ソーラス対象岸壁は、国際条約に基づいて立入禁止としているので、立入は認められない。それ以外の魚釣りができる場所については、意見公募の結果や釣り団体との折衝の内容を踏まえて、検討したいと考えているが、新たな魚釣り場を整備するために、本市が費用を出すのは難しい。魚釣りができる場所を確保するためには、

費用も含めて釣り人や団体の協力を頂く必要があると考える。

- ・ 夢洲の死亡事故が、立入禁止区域指定のきっかけとなったことは事実であるが、裁判の結果で方針が変わることはないと考えており、前向きに、よりよい形を求めて、今後とも引き続き話し合いをしていきたい。

と言った内容であり、このような協議の場を 2009 年 7 月目処に、およそ月に 1 回程度実施（現場視察含む）することとなりました。今後もよりよい結果とするためにも、各人、各クラブとも積極的なご意見賜りますよう、宜しくお願い致します。

【参考資料】

意見公募 [速報値]

受付総数：1,384 件

意見の内容	件数 (概数)	割合 (%)	意見例
賛成	20	0.7	表記なし。
釣りの意義、継続の要望を主張	750	26	楽しみを奪わないで欲しい。 憩いの場である。
自己責任の主張	280	10	レジャーは自己責任。
ルールを決めて認めて欲しい	240	8	ルールを決めて責任の明確化。
マナーの問題を主張	220	8	マナー・安全に努めるので認めて欲しい。マナー違反者は一部
危険だから禁止はおかしい	170	6	自然相手のレジャー（登山等）は危険を伴うもの。
経済的な影響・効果	140	5	関係事業者に多大な影響を与える。観光資源にすべき。
管理のあり方に対する主張	130	5	これまで黙認してきたのだから市が安全対策すべき。
利用する権利があると主張	120	4	納税者としての権利。海は公有水面、入浜権の侵害。
その他	800	28	実効性が無く逆効果。 行政の責任放棄など。
合計	※2,800	100	

※ 1 件で複数の意見を主張しているものは重複でカウント。

99.3%が今回の案件に対して反対。

茅渚関西連合 事務局